

## 臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会の設置について

平成 19 年 6 月 25 日

### 1. 設置の趣旨

臨床研究の適正な実施を目的として、平成 15 年 7 月に「臨床研究に関する倫理指針（以下「臨床研究指針」という。）」を策定した。臨床研究指針においては、その後の科学技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しが行われるよう、施行後 5 年を目途に見直しを行うことを規定しており、平成 20 年 6 月を目途に見直しの検討を行う必要がある。

このため、厚生科学審議会科学技術部会に本委員会を設置し、検討を行う。

### 2. 検討課題等

臨床研究指針の運用状況、臨床研究の在り方に係る検討等を踏まえ、必要な見直しを行う。

### 3. 構成

臨床医学研究者、医療関係者、法学・倫理学専門家等から構成する。（委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第 2 条及び第 3 条に基づき、科学技術部会長が指名する。）

### 4. その他

臨床研究は、国立高度専門医療センター、国立病院機構のみならず、国立大学病院等でも広く実施されているため、国立大学病院を所管する文部科学省と連携を図りつつ議論を進めるものとする。